

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	富良野市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.furano.hokkaido.jp/docs/2015012000021/

執行機関名 富良野市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	富良野市乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第17号)による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		富良野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 市長の項 富良野市乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第17号)による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第2条	富良野市乳幼児等医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに <u>健やかに</u> 育成されるよう努めなければならない。 2 児童の保護者は、児童を心身ともに <u>健やかに</u> 育成することについて第一義的責任を負う。 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに <u>健やかに</u> 育成する責任を負う。	第1条 この条例は、乳幼児等に対し医療費の一部を助成し、もつて <u>乳幼児等の健康増進及び<u>健やかな</u>育成を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		富良野市乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第17号)